

板橋区住民防災組織の防災訓練に係る事故見舞金の支給基準

(昭和60年2月1日区長決定)

1 目的

板橋区住民防災組織の自主的防災訓練（以下「訓練」という）中に発生した事故により負傷、疾病又は死亡した者に対し、事故見舞金（以下「見舞金」という）を支給する。

2 支給対象の訓練

見舞金の支給対象となる訓練は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 訓練実施日の14日前までに、訓練計画書を区に提出した訓練であること。

(2) 訓練内容が基本訓練である本部運営、初期消火、救出救護訓練が含まれた訓練であること。

(3) 防災機関（区、警察、消防）が実施確認した訓練であること。

前各号のほか、区長が特に見舞金を支給することが適当と認めた訓練とする。

3 見舞金支給の種類及び額

見舞金の支給は、東京都震災予防条例及び同施行規則の支給対象事故に係らず、次のとおりとする。

(1) 傷病見舞金 5千円

(2) 障害見舞金 1万円

(3) 死亡見舞金 2万円

入院期間が3週間を超えた事故には、更に3千円を支給する。

4 見舞品による支給

見舞金の支給は、前3の規定にかかわらず、支給額に相当する額の見舞品の支給をもって替えることができる。

5 事故の報告及び見舞金支給の決定

訓練実施に伴う事故が発生したときは、当該訓練の住民防災組織本部長は、速やかに事故の状況等を区長に報告する。

区長は、事故の状況等を審査し、見舞金の額を決定する。

6 その他

特別区自治体総合賠償保険が適用される訓練の事故については、本基準は適用しない。

7 実施機関

この基準は、昭和60年4月1日から実施する。